

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る 「同意書」等の取扱いの変更のお知らせ

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給については、医師の同意が必要とされているところですが、平成30年10月1日から同意書等（同意書・診断書）の取扱いが変わります。

主な変更点

- ① 同意書等の様式が変更されます。
- ② 同意期間（一の同意書等により療養費が支給可能な期間）が変更されます。（3カ月→**6カ月**） ※変形徒手矯正術は従来どおり1カ月
- ③ 再同意の際も**文書（同意書等）による同意が必要**となります。
- ④ 再同意は、施術者の作成した「施術報告書」を確認の上、**直近の診察に基づくことが必要**となります。

※施術者による施術報告書は交付されない場合があります。この場合、施術者は、医師からの施術に関する問合せに応じるべきものとされます。

その他留意事項

変更後の取扱いは、同意日が平成30年10月1日以降のものについて適用となります。

※保険者により、細かい運用が異なる場合もありますのでご注意ください。